

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

|                                                                    |                              |         |           |     |      |
|--------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------|-----------|-----|------|
| 会社名                                                                | 本田技研工業株式会社                   |         |           | コード | 7267 |
| 提出日                                                                | 2025/5/27                    | 異動（予定）日 | 2025/6/19 |     |      |
| 独立役員届出書の提出理由                                                       | 定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため |         |           |     |      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1） |                              |         |           |     |      |

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名    | 社外取締役／社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性（※2・3） |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |      | 異動内容 | 本人の同意 |
|----|-------|-------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|------|-------|
|    |       |             |      | a           | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当なし |      |       |
| 1  | 酒井邦彦  | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    |      | 有     |
| 2  | 國分文也  | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |      |      | 有     |
| 3  | 小川陽一郎 | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |      |      | 有     |
| 4  | 東和浩   | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   | △ | △ |   |      |      | 有     |
| 5  | 永田亮子  | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    |      | 有     |
| 6  | 我妻三佳  | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |      |      | 有     |

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明（※4）                                                                                                                                                      | 選任の理由（※5）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  |                                                                                                                                                                      | 酒井邦彦氏は、検察官、弁護士としての職務経験を有し、2014年7月から2017年3月まで高等検察庁検事長を務めるなど、法律の専門家としての高い専門性と豊富な経験を有しております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野を持って、当社の経営全般に対する監督の役割を担っていただくため、取締役に選任しております。<br>酒井邦彦氏には、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、指名委員会および監査委員会の委員として、取締役の候補者選任プロセスの透明性・客観性強化および監査機能強化の役割を果たしていただくことを期待しております。<br>当社と酒井邦彦氏との間に、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。                                                     |
| 2  | 現在國分文也氏が在籍している丸紅株式会社と当社、およびそれぞれの連結子会社との間で取引関係がありますが、2025年3月期の取引金額は、当社および相手方の連結売上収益の1%未満であり、同氏は当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。                                           | 國分文也氏は、2013年4月から2025年3月まで丸紅株式会社の社長・会長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野を持って、当社の経営全般に対する監督の役割を担っていただくため、取締役に選任しております。<br>國分文也氏には、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、指名委員会の委員長および報酬委員会の委員として、取締役の候補者選任プロセスおよび取締役・執行役の報酬決定プロセスの透明性・客観性強化の役割を果たしていただくことを期待しております。<br>該当状況の説明については左記のとおりであることをはじめ、当社と國分文也氏との間に、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。                             |
| 3  | 小川陽一郎氏は、当社および当社の連結子会社との間で取引関係があるデロイト トーマツ グループに在籍しておりましたが、2018年10月以降同グループとの関係はなく、同氏は当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。なお、当社と同グループの間の2025年3月期の取引金額は、当社および相手方の連結売上収益の1%未満です。 | 小川陽一郎氏は、長年にわたる公認会計士としての職務経験を有し、2015年7月から2018年5月までデロイト トーマツ グループのCEOを務めるなど、会計の専門家としての高い専門性と豊富な経験を有しております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野を持って、当社の経営全般に対する監督の役割を担っていただくため、取締役に選任しております。<br>小川陽一郎氏には、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、監査委員会の委員長および報酬委員会の委員として、監査機能強化および取締役・執行役の報酬決定プロセスの透明性・客観性強化の役割を果たしていただくことを期待しております。<br>該当状況の説明については左記のとおりであることをはじめ、当社と小川陽一郎氏との間に、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。 |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | <p>2022年6月まで東和浩氏が取締役会長を務めていた株式会社りそなホールディングスの傘下の銀行からの2025年3月期の当社グループの総借入金残高額は、双方の連結総資産の1%未満であり、同氏は当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。</p> <p>2022年6月まで東和浩氏が取締役会長を務めていた株式会社りそなホールディングスと当社との間で2021年6月より「社外役員の相互就任の関係」に該当していますが、現在株式会社りそなホールディングスの社外取締役である池史彦氏は2016年6月に当社の代表取締役会長を退任し、その後は当社の経営および業務執行に関与していません。</p> | <p>東和浩氏は、2013年4月から2022年6月まで株式会社りそなホールディングスの社長・会長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野を持って、当社の経営全般に対する監督の役割を担っていただくため、取締役に選任しております。</p> <p>東和浩氏には、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、報酬委員会の委員長および指名委員会の委員として、取締役・執行役の報酬決定プロセスおよび取締役の候補者選任プロセスの透明性・客観性強化の役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>該当状況の説明については左記のとおりであることをはじめ、当社と東和浩氏との間に、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。</p> |
| 5 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>永田亮子氏は、2008年6月から2023年3月まで日本たばこ産業株式会社の執行役員・監査役を務めるなど、新事業戦略および監査に関する豊富な経験と高い見識を有しております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野を持って、当社の経営全般に対する監督の役割を担っていただくため、取締役に選任しております。</p> <p>永田亮子氏には、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、監査委員会の委員として、監督機能強化の役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>当社と永田亮子氏との間に、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。</p>                                                                     |
| 6 | <p>我妻三佳氏は、2024年3月までIBMコーポレーションの日本法人である日本アイ・ビー・エム株式会社の常務執行役員を務めており、IBMコーポレーションと当社および当社の連結子会社との間で取引関係がありますが、2025年3月期の取引金額は、当社および相手方の連結売上収益の1%未満であり、同氏は当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。</p>                                                                                                                      | <p>我妻三佳氏は、2022年10月から2024年3月まで日本アイ・ビー・エム株式会社の常務執行役員を務めるなど、IT領域に関する豊富な経験と高い見識を有しております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野を持って、当社の経営全般に対する監督の役割を担っていただくため、取締役に選任しております。</p> <p>我妻三佳氏には、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、指名委員会の委員として、取締役の候補者選任プロセスの透明性・客観性強化の役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>該当状況の説明については左記のとおりであることをはじめ、当社と我妻三佳氏との間に、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。</p>                            |

#### 4. 補足説明

当社は、次のとおり、「社外取締役の独立性判断基準」を定めています。

##### <社外取締役の独立性判断基準>

当社取締役会は、社外取締役が、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

- 1 本人が、現在または過去1年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
  - (1) 当社の大株主（注1）の業務執行者（注2）
  - (2) 当社の主要な取引先（注3）の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者
  - (3) 当社グループの主要な借入先（注4）の業務執行者
  - (4) 当社の法定監査を行う監査法人の業務執行者または当社の監査業務の担当者
  - (5) 当社から役員報酬以外に多額（注5）の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（法人、団体等である場合はその業務執行者）
- 2 本人の近親者（注6）が、現在または過去1年間において、1（1）ないし（5）に該当しないこと。

以 上

2015年5月15日制定  
2017年6月15日改定  
2021年2月9日改定

- （注）
- 1 大株主とは、事業年度末において、総議決権の10%以上の株式を直接または間接的に保有する株主をいう。
  - 2 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。
  - 3 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が当社の連結売上収益または相手方の連結売上収益の2%を超えるものをいう。
  - 4 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
  - 5 多額とは、当社から収受している対価が年間1千万円を超えるときをいう。
  - 6 近親者とは、本人の配偶者または二親等内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。